

広島市規則第36号

令和7年3月31日

広島市こども未来局指定管理者指定審議会規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市こども未来局指定管理者指定審議会規則の一部を改正す  
る規則

広島市こども未来局指定管理者指定審議会規則（平成25年広島市規則  
第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事項」の右に「（広島市安佐自然体験交流センターの指定管  
理者の選定に関する事項を除く。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表の(2)の表広島市こども未来局指定管理者指定審議会の項中「事項」  
の右に「（広島市安佐自然体験交流センターの指定管理者の選定に関す  
る事項を除く。）」を加える。